

防衛省設置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。（第六条関係）

第二 自衛隊法の一部改正

一 陸上自衛隊に陸上総隊を新編することに伴い、陸上自衛隊の編成等に関する規定を整備すること。（第十条、第十条の二、第十二条の三、第十三条、第二十一条の二及び第二十八条関係）

二 陸上自衛隊の機関として、教育訓練研究本部を新設し、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定を整備すること。（第二十四条、第二十五条、第二十七条の二、第二十八条及び第百条の二関係）

三 航空自衛隊の航空総隊の南西航空混成団を南西航空方面隊に改編することに伴い、航空自衛隊の編成等に関する規定を整備すること。（第二十条、第二十条の七から第二十一条まで及び別表第三関係）

四 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供に関する規定を新設すること。

（第七十三条の二及び第七十五条の八関係）

五 オーストラリア及び英国との各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備

すること。（第八十四条の五、第百条の八、第百条の十及び第百条の十一関係）

六 陸上自衛隊の使用する船舶に係る船舶安全法等の適用除外に関する規定を整備すること。（第百九条から第百十一条まで関係）

七 自衛隊において不用となった装備品等の開発途上地域の政府に対する譲渡に係る財政法の特例に関する規定を新設すること。（第百十六条の三及び第百十六条の四関係）

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正

大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、英国の軍隊を追加すること。（第三十三条関係）

第四 施行期日等

一 この法律は、平成三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴い必要となる経過措置を定め、関係法律について整備すること。（附則第二条か

ら第四条まで関係)